

リサイクル処理センター安全対策

検査基準

制定：2000年10月 1日
2版：2001年 6月 1日
3版：2006年 6月 1日
4版：2011年 4月 1日

一般財団法人 日本品質保証機構

目 次

I. 用語の定義	3
II. リサイクル処理センター安全対策検査基準	6
第1 リサイクル処理センターに関連する技術上の基準は次に掲げるものとする	6
1. リサイクル処理センターの建築物及び室	6
(1) リサイクル処理センターの建築物	6
(2) リサイクル処理室、保管室及び事務室	6
(3) 電源室及び空気調和機械室	7
2. 設備	8
(1) 情報システム	8
(2) 保管設備	8
(3) リサイクル処理機械	8
(4) 電源設備	8
(5) 空気調和設備（事務室用を除く）	8
(6) 防災、防犯設備	8
第2 リサイクル処理センターの管理及び運用に関する基準は次に掲げるものとする	9
1. リサイクル処理センターの組織体制	9
2. 入退管理	9
(1) 入館・入室資格の付与	9
(2) 入退館管理	9
(3) リサイクル処理室、保管室、事務室、電源室及び空気調和機械室の入退室管理	9
3. リサイクル処理室、保管室、事務室、電源室及び空気調和機械室の運用管理	10
4. 機密文書の保管管理	10
5. リサイクル処理の運用管理	10
6. 情報システムの管理	10
7. リサイクル処理機械及び関連設備の管理	10
8. 監視	10
9. 外部委託（リサイクル処理業務及び保管管理業務を除く）	11
10. 教育訓練	11
11. 監査	11

I. 用語の定義

(1) リサイクル処理関連

用語	定義
リサイクル処理センター	リサイクル処理業を行う法人及びその法人がリサイクル処理を行うために管理している区画
機密文書	リサイクル処理の依頼者が機密を要するとして記述内容の漏洩を防止するため、リサイクル処理センターに保管及び処理を依頼した処理前の文書、データ等
リサイクル処理	機密文書等を破砕、溶解等により判読不能にし、再製品原料化すること

用語	定義
情報システム	コンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ（可搬型コンピュータを含む）、通信関係機器（MDF、IDFを含む）、オフライン機器等の全部または一部により構成される、リサイクル処理を管理するためのシステム
関連設備	機密文書等及びリサイクル処理機械を維持管理するための電源設備、空気調和設備、防災設備、防犯設備及びそれらの付帯設備
保管設備	保管棚、保管用金庫等機密文書等を保管する設備
電源設備	リサイクル処理を維持管理するための受変電設備（キュービクル高圧受電設備、UPS、自家発電設備等を含む）
キュービクル式高圧受電設備	高圧の受電設備として使用する機器一式を金属箱内に収めたもの
UPS	CVCF、バッテリーによる無停電電源設備
空気調和設備	リサイクル処理室、保管室、電源室及び空気調和機械室の空気調和をする室内機、室外機、冷却塔及びその付帯設備
リサイクル処理機械	機密文書等を破砕、溶解等、再製品原料化処理を行う機械

(4) 建物及び室関連

用語	定義
耐火建築物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）を耐火構造とした建築物 <建築基準法第2条第9の2号に規定>
準耐火建築物	耐火構造建築物以外の建築物で ① 外壁を耐火構造とし、かつ、屋根を不燃材料で造り又はふき防火性能を有する構造とした建築物 ② 主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を不燃材料又はこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼の恐れのある部分、屋根及び床を防火性能を有する構造とした建築物 <建築基準法第2条第9の3号に規定>
防火区画	① 主要構造部を耐火構造とした建築物 ② 耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画したもの <建築基準法施行令第112条に規定>
耐火構造	鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で耐火性能を有するもの <建築基準法施行令第107条に規定>
防火戸	鉄製、鉄骨コンクリート製等による構造の戸 <建築基準法施行令第110条第1項又は第2項に規定>
不燃材料	コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくいその他これらに類する建築材料で不燃性を有するもの <建築基準法第2条第9号に規定>
準不燃材料	木毛セメント板、石膏ボードその他の建築材料で不燃材料に準ずる防火性能を有するもの <建築基準法施行令第1条第5号に規定>
リサイクル処理室	リサイクル処理機械を設置し、リサイクル処理を行う室
保管室	機密文書等を保管する室
電源室	電源設備を設置する室
空気調和機械室	空気調和設備を設置する室

事務室	リサイクル処理のための管理事務を行うために情報システムを設置する室
-----	-----------------------------------

(5) 運用関連

用語	定義
常時監視	リサイクル処理機械及び関連設備の稼働状況を常時人により監視すること
巡回監視	リサイクル処理機械及び関連設備の稼働状況を巡回で確認すること
遠隔監視	リサイクル処理機械及び関連設備の稼働状況を遠隔で監視すること

Ⅱ. リサイクル処理センター安全対策検査基準

第1 リサイクル処理センターに関連する技術上の基準は次に掲げるものとする。

1. リサイクル処理センターの建築物及び室
(1) リサイクル処理センターの建築物
<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすること。 ② 建築基準法に規定する構造の安全性を有すること。 ③ 十分な防水性能を有すること。 ④ 出入口に十分な強度を有する扉を設置すること。 ⑤ 出入口には、受付又は入退館管理設備を設置すること。
(2) リサイクル処理室、保管室及び事務室
<ul style="list-style-type: none"> ① リサイクル処理室及び保管室は、建築基準法に規定する独立した防火区画とすること。 ② 出入口の扉は、十分な強度を持つ防火戸とするとともに錠を設置すること。 ③ 浸水による被害を防止する措置を講ずること。 ④ リサイクル処理室及び保管室の出入口は、建築物の共用部分から直接入れない措置を講ずること。 ⑤ 1階等の直接外部から被害を受ける恐れのある位置に設置する場合は、被害防止のための措置を講ずること。 ⑥ リサイクル処理室及び保管室は、専用の室とすること。 ⑦ 常時利用する出入口を定めて入退室者を識別・記録する入退管理設備又は受付を設置すること。 ⑧ 天井、間仕切壁、照明器具及びフリーアクセス床は、地震により損壊しない構造とすること。 ⑨ 内装は、不燃材料とすること。 ⑩ 消防法に規定した消火設備又は消火器を設置すること。 ⑪ 排煙のための措置を講ずること。 ⑫ 自動火災報知設備を設置すること。 ⑬ 保管室及び事務室には、電源設備を設置しないこと。ただし、事務室に設置する場合は電磁界の遮蔽措置を講じ、消火器を付近に設置すること。 ⑭ リサイクル処理室及び保管室に空気調和機を設置する場合は、周辺に防水堤を設置し、かつ、防水堤の内側に漏水検知器を設置すること。

- ⑮ リサイクル処理室及び保管室には、配水管を通さないこと。やむをえず配水管を通す場合は、室内を貫通する部分の直前又は直後に止水弁を設置し、配水管に漏水検知器を設置すること。
- ⑯ 非常連絡用の電話又はインターフォンを設置すること。
- ⑰ 誘導灯又は誘導標識を設置すること。
- ⑱ 非常照明設備または非常照明器具を設置すること。
- ⑲ 什器、備品の移動及び転倒を防止する措置を講ずること。
- ⑳ リサイクル処理室及び保管室は、室名を示す表示は付さないこと。
- ㉑ ガラスには、破損、飛散及び落下を防止する措置を講ずること。
- ㉒ 禁煙の表示をすること。

(3) 電源室及び空気調和機械室

- ① 建築基準法に規定する独立した防火区画とすること。
- ② 出入口の扉は、十分な強度を持つ防火戸とするとともに錠を設置すること。
- ③ 1階等の直接外部から被害を受ける恐れのある位置に設置する場合は、被害防止のための措置を講ずること。
- ④ 室は、専用の室とすること。ただし、電源設備及び空気調和設備を屋外（屋上を含む。）に次の各条件を満たして設置する場合は、この限りでない。
 - (イ) フェンス等により特定者以外の者が容易に近づけない措置。
 - (ロ) 移動及び転倒を防止する措置。
 - (ハ) 浸水による被害防止の措置。
 - (ニ) 避難上支障とならない位置。
 - (ホ) 消火器を付近に設置。
- ⑤ 漏水のための措置を講ずること。
- ⑥ 消防法に規定する消火設備又は消火器を設置すること。
- ⑦ 電源室には配水管を通さないこと。やむをえず配水管を通す場合は、室内を貫通する部分の直前に止水弁を設置し、配水管に漏水検知器を設置すること。
- ⑧ 自動火災報知設備を設置すること。

2. 設備
(1) 情報システム
<ul style="list-style-type: none"> ① 地震による移動及び転倒を防止する措置を講ずること。 ② 保守点検及び災害時の避難に必要な空間を確保すること。
(2) 保管設備
<ul style="list-style-type: none"> ① 地震による移動及び転倒を防止する措置を講ずること。 ② 保管設備内の保管物品について移動、落下等を防止する措置を講ずること。 ③ 保管設備の主要部材は、不燃材料とすること。
(3) リサイクル処理機械
<ul style="list-style-type: none"> ① 地震による移動及び転倒を防止する措置を講ずること。 ② 保守点検及び災害時の避難に必要な空間を確保すること。
(4) 電源設備
<ul style="list-style-type: none"> ① 地震による移動及び転倒を防止する措置を講ずること。 ② リサイクル処理機械用の電源分電盤は、リサイクル処理室内に設置すること。 ③ 供給容量は、リサイクル処理機械の稼働に必要な需要容量を満たすこと。 ④ 稼働状況を確認する計器又は警報装置を設置すること。 ⑤ 保守点検及び災害時の避難に必要な空間を確保すること。 ⑥ 配線は、負荷容量に対し、必要な断面積とすること。 ⑦ 防火区画、耐火間仕切壁等を貫通する配線には、貫通する部分及びこれに近接する部分に延焼及び漏煙防止の措置を講ずること。 ⑧ 漏電遮断器又は漏電警報器を設置すること。
(5) 空気調和設備（事務室用を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ① 地震による移動及び転倒を防止する措置を講ずること。 ② 空気調和設備の能力は、負荷変動に対応できること。 ③ 稼働状況を確認する計器又は警報装置を設置すること。 ④ 保守点検及び災害時の避難に必要な空間を確保すること。 ⑤ 防火区画、耐火間仕切壁等を貫通するダクトには、貫通する部分又は直前に防火ダンパを設置すること。 ⑥ 配管、継手、ダクト、ダクト用断熱材料、配管用断熱材等は、不燃材料とすること。
(6) 防災、防犯設備
<ul style="list-style-type: none"> ① 防災・防犯設備からの異常警報を常時監視する設備を設置すること。 ② 防災・防犯設備には、停電時にも作動できる措置を講ずること。

第2 リサイクル処理センターの管理及び運用に関する基準は次に掲げるものとする。

1. リサイクル処理センターの組織体制
<p>(1) リサイクル処理、機密文書の保管、搬送及び関連設備の管理組織を設け、責任体制を定めること。</p> <p>(2) 防災組織を設け、責任体制を定めること。</p> <p>(3) 防犯組織を設け、責任体制を定めること。</p> <p>(4) 監査組織を設けること。</p>
2. 入退管理
(1) 入館・入室資格の付与
<p>① 役員及び職員には、写真入身分証明書を発行すること。</p> <p>② 他社の勤務者には、写真入勤務証を発行すること。</p> <p>③ 訪問者には、身元及び用件を確認の上、識別章を発行すること。</p> <p>④ 入退管理設備により入退管理を行う場合は、特定者が識別コードの設定及び登録と管理を行うこと。</p>
(2) 入退館管理
<p>リサイクル処理センターの通常利用する出入口は、以下の入退館管理を行うこと。</p> <p>① 役員及び職員は、写真入身分証明書又は識別コードにより入館の資格を確認すること。</p> <p>② 他社の勤務者は、写真入勤務証又は識別コードにより入館の資格を確認すること。</p> <p>③ 訪問者は、識別章により入館の資格を確認すること。</p> <p>④ 役員、職員、他社の勤務者及び訪問者は、館内では識別章を着用すること。</p> <p>⑤ 出入口の鍵は、定めた場所に保管し、管理は特定者が行うこと。</p> <p>⑥ 解錠及び施錠の時間及び氏名を記録すること。</p> <p>⑦ 持込み物品及び持出し物品の確認を行うこと。</p>
(3) リサイクル処理室、保管室、事務室、電源室及び空気調和機械室の入退室管理
<p>① 入室者を特定すること。</p> <p>② リサイクル処理室、保管室及び事務室への入退室者の資格確認は、次により行うこと。</p> <p>(イ) 役員及び職員は、写真入身分証明書又は識別コードにより確認すること。</p> <p>(ロ) 他社の勤務者は、写真入勤務証又は識別コードにより確認すること。</p> <p>③ 入退室者の氏名及び入退室時間を記録すること。</p> <p>④ 出入口の鍵は、定めた場所に保管し、管理は特定者が行うこと。</p> <p>⑤ 解錠及び施錠の時間及び氏名を記録すること。</p> <p>⑥ 在室者がいない場合は、出入口を施錠すること。</p> <p>⑦ 訪問者は各室への入室を禁止すること。</p>

3. リサイクル処理室、保管室、事務室、電源室及び空気調和機械室の運用管理
<ul style="list-style-type: none"> (1) 搬出入物品は、内容を確認すること。 (2) 危険物及び燃焼器具は、持込まないこと。ただし、保守又は工事のためのものは、この限りでない。 (3) 禁煙とすること。
4. 機密文書の保管管理
<ul style="list-style-type: none"> (1) 機密文書の取扱い及び受渡し方法を定めること。 (2) 保管室へは機密文書及びこれらの管理に必要なもの以外の持込みを禁止すること (3) 保管管理は、特定者によって行い、定期的に保管状況を点検すること。 (4) 機密文書の保管ケースを封印すること。
5. リサイクル処理の運用管理
<ul style="list-style-type: none"> (1) リサイクル処理の計画を立てること。 (2) リサイクル処理状況の記録を行うこと。
6. 情報システムの管理
<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報システムの操作方法、障害発生時の対処方法について定めたマニュアルを常備すること。 (2) 情報システムの取り扱い、操作は特定者が行うこと。 (3) 情報システムの使用記録を作成し、使用状況を把握すること。 (4) 情報システムの点検の結果及び修理の内容について把握すること。
7. リサイクル処理機械及び関連設備の管理
<ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱いは特定者とすること。 (2) 操作方法、障害発生時の対処方法について定めたマニュアルを常備すること。 (3) リサイクル処理機械及び関連設備の操作部及び計器類に定常状態を明示すること。 (4) 定期点検を実施すること。
8. 監視
<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災、漏水及び防犯の異常警報を常時監視すること。 (2) リサイクル処理センターを定期的に巡回監視又は遠隔監視すること。 (3) リサイクル処理機械及び関連設備の稼働状況を巡回監視又は遠隔監視すること。

9. 外部委託（リサイクル処理業務及び保管管理業務を除く）
(1) 外部委託の作業契約には、安全対策に関する項目を盛り込むこと。
10. 教育訓練
(1) リサイクル処理センターの安全対策に関する教育を行うこと。 (2) 安全対策に関する訓練を行うこと。
11. 監査
(1) 安全対策に係る監査を行うこと。

以 上